

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3 統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 115の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民地域部
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市市民地域部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市市民地域部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I. 5. ②	市民課長 徳武 勝	市民課長	事後	
平成30年7月2日	II. 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II. 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 無 (別表第二における情報照会の根拠) 82の 項	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の 項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の 項	事後	
令和1年5月17日	II. 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II. 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	IV		IVリスク対策全文	事後	様式変更による
令和2年6月1日	II. 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II. 1	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II. 2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の 項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の 項	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の 項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の 項	事後	
令和4年7月1日	II. 1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II. 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	I. 3	・番号法第9条第1項 別表第一 59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項 別表 85の項	事後	
令和6年7月1日	I. 4. ②	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の 項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の 項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に 関する法律」が含まれる項 115の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項の うち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に 関する法律」が含まれる項 117の項	事後	
令和6年7月1日	I. 5. ①	市民生活事業部	市民地域部	事後	
令和6年7月1日	I. 7	塩尻市市民生活事業部市民課 省略	塩尻市市民地域部市民課 省略	事後	
令和6年7月1日	I. 8	塩尻市市民生活事業部市民課 省略	塩尻市市民地域部市民課 省略	事後	
令和6年7月1日	II. 1	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	II. 2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	